本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に 従って審査する。

1.修士論文

1.1 審査体制

学位論文の審査は、本研究科の教授2名以上又は教授1名及び准教授1名の2名以上の委員により組織する審査委員会が行う。なお、学位論文の審査に当たって本研究科教授会が認めたときは、他の大学院等の教員等を委員に含めることができる。

審査委員会には、主査1名及び副査1名以上を置く。主査及び副査になれる者は次のとおりと する。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの 修士論文の審査等の全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的 な意見を述べることができる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査は、以下の評価項目について、主査と副査による査読、及び口答試問を実施する。また、当該論文の内容については、原則として、適切な公開発表の機会を設ける。

1.3 評価項目及び基準

学位論文の審査は、次の1~5に沿って執筆される修士論文に対して、6の評価項目及び評価 基準を設けて行う。

- 1. 修士の学位を授与される者は、専攻分野における基礎的な研究能力、または高度の専門性が 求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士論文は、これらの能力を修得した ことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
- 2. 修士論文は、申請者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。また、その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
- 3. 修士論文は、その内容が専攻分野で認められる一定の学術的価値を有し、専攻分野の発展に 貢献する研究内容を含まなければならない。
- 4. 修士論文の執筆言語、その他の形式に関しては、専攻ごとに別に定めて明示するものを順守していなければならない。
- 5. 修士論文は、審査委員会が行う修士論文の審査及び最終試験において、学術研究に相応しい 発表、討論がなされなければならない。

6. 修士論文の審査にあたっては、以下の評価項目及び評価基準を設ける。また、この評価項目 及び評価基準のほか、必要に応じて、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に 相応しい評価項目及び評価基準を各専攻で別に定める。修士論文の審査は、これらの評価項目 及び評価基準に基づき総合的な評価を行う。

評価項目	評価基準
独創性	論考に独創性があるか。
継承性	取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対する学位論文
	の位置づけが明確にされているか。
実証性	適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
論理性	論が論理的に展開されているか。
明確性	適切な表現で執筆されているか。

1.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記の評価項目及び基準に沿って学位授与の審査を行い、審査委員の全員が適 当と認める場合において、当該修士論文を合格とする。また、学位授与の議決は、大阪大学学位 規程第15条に基づき、本研究科教授会がその議決を委任する専攻会議において行う。

2. 博士論文

2.1 審査体制

学位論文の審査は、本研究科の教授2名を含む3名以上の委員により組織する審査委員会が行う。なお、学位論文の審査に当たって本研究科教授会が認めたときは、他の大学院等の教員等を 委員に含めることができる。

審査委員会には、主査1名及び副査2名以上を置く。主査及び副査になれる者は次のとおりと する。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの 博士論文の審査等の全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的 な意見を述べることができる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査は、以下の評価項目について、主査と副査による査読、及び口答試問を実施する。また、当該論文の内容については、原則として、適切な公開発表の機会を設ける。

2.3 評価項目及び基準

学位論文の審査は、次の1~5に沿って執筆される博士論文に対して、6の評価項目及び評価 基準を設けて行う。

- 1. 博士の学位を授与される者は、専攻分野に関する十分で広範な知識を有し、独立した研究者 として研究を遂行し、研究成果を外部に発表できる能力を有する必要がある。博士論文は、こ れらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
- 2. 博士論文は、申請者自身の単著であることを原則とし、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果で、かつ高い独創性を有するものでなければならない。また、その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
- 3. 博士論文は、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなす、十分な学術的価値を有する研究内容を含まなければならない。
- 4. 博士論文の執筆言語、その他の形式に関しては、専攻ごとに別に定めて明示するものを順守していなければならない。
- 5. 博士論文は、審査委員会が行う博士論文の審査及び最終試験において、学術研究に相応しい 発表、討論がなされなければならない。
- 6. 博士論文の審査にあたっては、以下の評価項目及び評価基準を設ける。また、この評価項目 及び評価基準のほか、必要に応じて、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に 相応しい評価項目及び評価基準を各専攻で別に定める。博士論文の審査は、これらの評価項目 及び評価基準に基づき総合的な評価を行う。

評価項目	評価基準
独創性	論考に独創性があるか。
継承性	取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対する学位論文
	の位置づけが明確にされているか。
実証性	適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
論理性	論が論理的に展開されているか。
明確性	適切な表現で執筆されているか。

2.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記の評価項目及び基準に沿って学位授与の審査を行い、審査委員の全員が適 当と認める場合において、当該博士論文を合格とする。また、学位授与の議決は、大阪大学学位 規程第15条に基づき、本研究科教授会がその議決を委任する専攻会議において行う。 大阪大学大学院人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻 における修士論文の評価基準

- 1. 大阪大学大学院人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻における修士論文の評価基準については、大阪大学大学院人文学研究科における修士学位論文の審査に関する指針によるほか、この内規に定めるところによる。
- 2. 修士論文は、申請者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
- 3. 修士の学位を受ける者は、各専攻・コース・専門分野(以下「各専攻等」)という。)における基礎的な研究能力、ないしは高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
- 4. 修士論文は、その内容について各専攻等において認められる一定程度の学術的価値を有し、 学界の発展への貢献が大きいと認められる場合には高い評価が与えられる。
- 5. 修士論文は、各専攻等で指定した言語により書かれるものとする。また、本文には、研究の 背景や目的、先行研究や関連研究の状況、研究内容の位置づけや意義、さらに結論が適切な章 立てにより含まれるものとする。なお、題目は本文と同じ言語によるものでなければならない。
- 6. 各専攻等は、以下のような評価項目の中から研究分野に相応しい評価項目を定めて評価を行 う。なお、各専攻等は必要に応じて評価項目を追加することができる。
 - ○テーマの選択やテーマに即した研究方法が適切である。
 - ○対象テクストを正確に読解している。
 - ○選択した研究方法に従ってデータや資史料などを的確に収集・処理している。
 - ○基本的な文献調査や先行研究の検討を着実に踏まえている。
 - ○既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を行っている。
 - ○論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
 - ○適切な文章表現による論述が行われており、全体的によくまとまっている。
- 7. 修士論文の評価は、次のような基準により行うものとする。
 - (1) 各専攻等において定める評価項目のすべてを満たしていない論文はF評価とする。
 - (2) 各専攻等において定める評価項目のいくつかを充分に満たしていない論文は、B、C いず

れかの評価とする。なお、B評価あるいはC評価は、各評価項目を満たしている程度に基づいて行われるものとする。

- (3) 各専攻等において定める評価項目を概ね満たし優れていると認められる論文は、A 評価とする。
- (4) 各専攻等の定める評価項目のほぼ全てにおいてたいへん優れており、修士論文として高い水準にあると認められる論文は、S評価とする。なお、S評価の場合、各専攻会議で評価理由の補足説明を行なうこととする。

附則

この評価基準は、令和4年4月1日から施行する。

大阪大学大学院人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻 における博士学位申請論文の審査基準

- 1. 人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻における博士 学位論文の審査基準については、大阪大学大学院人文学研究科における博士学位論文の 審査に関する指針によるほか、この内規に定めるところによる。
- 2. 博士学位申請論文(以下、学位申請論文という)は申請者自身の単著であることを原 則とし、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果で、かつ高い独創性を有するもの でなければならない。その内容については、過去に公表された本人以外の論文ないし研 究発表の独自性やアイディアを侵害する箇所を含んではならない。
- 3. 学位申請論文は、十分な学術的価値を有する必要がある。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなすものを指す。
- 4. 学位申請論文は、日本語または各専門分野で指定した言語により執筆するものとし、 題目は本文と同じ言語とする。本文には、研究の背景や目的、先行研究ないし関連研究 の状況、論文の中核をなす研究内容の位置づけないし意義、さらに結論と要旨が、適切 な章立てにより含まれるものとする。
- 5. 博士の学位を受ける者は、当該分野に関する十分で広範な知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力と、研究成果を外部に発表できる能力を有する必要がある。
- 6. 学位申請論文の分量は、課程博士の場合は四百字詰原稿用紙300枚程度を基準とするが、論文博士の場合はそれ以上とし、上限は設けない。
- 7. 学位申請論文の審査に当たっては、以下のような評価項目が想定される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。
 - (1) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、学界において一定の評価が得られるものである。
 - (2) 選択したテーマと研究方法に従ってデータ・資史料などを的確に収集・処理している。

- (3) 研究資料である文献(原典史料・文学作品など)の読解が正確であり、分析・解釈が的確である。
- (4) 研究資料である文物 (美術・音楽・考古資料など) ないし言語データの分析・解釈が的確である。
- (5) 新しい資史料や言語事実の発見・利用など、独創的な内容を有している。
- (6) 既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有している。
- (7) 論理的に一貫した構成と内容を有し、表現力も確かで、全体的によくまとまっている。
- 8. 学位申請論文は、前項の評価項目に照らし合わせ、全体として高い水準にあると客観的に認められる成果、具体的にはレフェリー制度のある学術誌掲載論文2本以上に値する成果を含むことを基準とする。
- 9. 学位の国際的な通用性・信頼性と、学位審査に係る透明性・客観性を確保するため、他大学、他研究科、他専攻、他コース、ないし他専門分野等の委員を積極的に登用し、その上で「公開の口頭試問」(大阪大学大学院人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻学位授与に関する内規)ないし「発表会」(本学学位規程)を行うこととする。
- 10. 学位申請者と指導教員もしくは関係教員との間で学位論文の取り扱いをめぐって問題が生じた場合には、学位申請者は教育支援室にある「学習相談」窓口などを利用することができる。
- 11. 本内規を外部に周知徹底させるために、必要な条項を『学生便覧』に掲載するとともに、人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース及び芸術学専攻のホームページなどで公開することとする。

附則

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。